

1 件 名 三浦市部設置条例の一部を改正する条例の基本方針

2 提案の根拠・理由

- (1) 防災及び特定事業推進については、担当部長を設置して執行に当たっているが、それぞれを所管する部相当の組織を設置し、組織の明確化を図るため、所要の改正を行うものである。
- (2) 生涯学習は、教育委員会が所掌する業務範囲だけではなく様々な場所や機会において行われており、市長が所掌する業務範囲に及んでいる。このため、教育委員会が所掌する文化、スポーツ及び生涯学習関係施設に関する業務を市長に移管して生涯学習業務を集約し、市長が所掌する市民協働やコミュニティづくりなどと合わせて推進し、文化・スポーツの振興を図るため、所要の改正を行うものである。

3 条例の内容

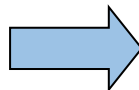
- (1) 特定事業の推進についての事項を所掌する市長室を設置する。
- (2) 防災及び危機対策並びに消防団及び消防水利に関する事項を所掌する防災危機対策室を設置し、総務部の事務分掌から当該事項を削る。
- (3) 市民部の事務分掌に文化及びスポーツ並びに市長の職務権限とされた教育機関（公民館等）の設置、管理及び廃止に関する事項を加える。
- (4) その他所要の規定の整備

※参考（組織体制）

【現行】

政策部 市長室
政策課
財政課
デジタル課

総務部 人事課
法制文書課
財産管理課
契約課
税務課
防災課



【改正案】

市長室 (仮称) 特定事業推進課

政策部 政策課
財政課
デジタル課

総務部 人事課
法制文書課
財産管理課
契約課
税務課

防災危機対策室 (仮称) 防災課

市民部 市民協働課
市民サービス課

(南下浦出張所)

(初声出張所)

市民部 市民協働課
市民サービス課
(仮称)文化スポーツ課

(南下浦出張所)

(初声出張所)

(南下浦市民センター)

(初声市民センター)

(図書館)

4 施行期日

令和4年4月1日

5 その他

附則で三浦市職員の給与に関する条例の一部改正を行う。